

河内長野市食料品等物価高騰対策支援事業紙クーポン取扱店舗募集要項

1. 趣旨

食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援し、負担を軽減するため、全河内長野市民に対して市内で食料品・衣料品の購入、飲食などに使用できるクーポンを配布する、河内長野市食料品等物価高騰対策支援事業において、紙クーポン（※）取扱店舗を募集するため、必要な事項を定めるものです。

（※）本事業では、市民が電子クーポン又は紙クーポンのいずれかを選択します。

（※）今回の募集は紙クーポンの取り扱い募集です。

（※）電子クーポン取扱店舗は、主に食料品又は衣料品を取り扱う店舗、飲食店及びドラッグストアで電子決済サービスを導入している店舗です。

2. 概要

対象店舗	市内の主に食料品又は衣料品を取り扱う店舗、飲食店及びドラッグストアで、本事業に参加表明し、市に登録を行った店舗
取扱方法	紙クーポン取扱店舗で、商品500円（税込）のお支払いごとに500円紙クーポン（1枚）が使用可能です。 （例）商品500円以上のお買い物で、紙クーポン1枚（500円）使用可能 商品1,000円以上のお買い物で、紙クーポン2枚（1,000円）使用可能 商品1,500円以上のお買い物で、紙クーポン3枚（1,500円）使用可能 商品2,000円以上のお買い物で、紙クーポン4枚（2,000円）使用可能
使用期間	令和8年3月2日から令和8年9月30日まで
対象者	以下の者のうち、紙クーポンの発行を希望する者 ①令和8年1月1日時点で本市住民基本台帳に登録されている者 ②令和8年1月1日時点で妊娠しており、同日までに母子手帳の交付を受けた者 ③DVなど特別な事情により、河内長野に住民登録をしないで居住している者
配布額	7,000円

3. 紙クーポン取扱店舗の登録に係る事業者等の応募資格

（1）紙クーポン取扱店舗の登録に係る事業者は、次に掲げる事項を全て満たす者とします。

ア. 河内長野市内に店舗を有し、かつ、当該店舗において、紙クーポンの取扱いができること。

イ. 主に食料品又は衣料品を取り扱っている店舗、飲食店及びドラッグストアであること。

ウ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当し、及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく公訴を提起されていないこと。

（2）紙クーポン取扱店舗の登録にあたって、次に掲げる店舗は除きます。

ア. 事業の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗。

イ. 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号の暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号の暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる者と認められる事業者の店舗。

4. 応募申請及び登録

(1) 紙クーポン取扱店舗の登録を希望する事業者は、この要項の内容に同意の上、電子申請フォーム若しくは、紙クーポン取扱店舗登録申請書兼誓約書(様式第1号)に必要事項を記入した上で郵送若しくは持参により申請してください。なお、大型店、量販店、チェーン店、系列店等市内に複数店舗を有する事業者については、店舗ごとに申請が必要です。

ア. 電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/k8Zt/1381226>



イ. 郵送

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 産業観光課 産業連携グループ

(電子申請フォームQR)

ウ. 持参：イに同じ(市役所4階)

(2) 募集期間

令和8年1月19日(月)から令和8年8月31日(月)まで

※紙クーポン取扱店舗は、市ホームページで確認できます。

(3) 登録の決定

申請のあった事業者については、市の審査を経て紙クーポン取扱店舗の登録を決定し、紙クーポン取扱店舗登録決定通知書(様式第2号)を送付します。なお、後日、紙クーポン取扱店舗には店頭に掲示するポスター等の関係資材を配布します。

(4) 登録の解除

上記(3)の登録後であっても、次に掲げる場合に該当する場合は、市の審査により登録を解除する場合があります。なお、市はこの場合において生じた損害に対して賠償の責めを負いません。また、登録を解除した場合、すでに使用済み紙クーポンを換金していた時は、換金済み分を返還していただき、登録解除後の換金には一切応じられません。

ア. 登録申請の内容に虚偽、不備等があった場合

イ. 誓約事項を遵守しなかった場合

5. 紙クーポン取扱い厳守事項

- (1) 紙クーポンは、紙クーポン取扱店舗にて利用できます。
- (2) 紙クーポンと現金の交換はできません。
- (3) 紙クーポン額面未満の利用の場合は、使用できないためお断りください。
- (4) 500円以上の商品のお支払いにおける不足分等は現金等で受領してください。

- (5) 有効期限を過ぎた紙クーポンや毀損により券面の面積が3分の2以下のもの、通し番号が確認できないものは使用できませんので、受領しないでください。誤って受領した場合は換金ができず、紙クーポン取扱店舗の負担となりますので、ご注意ください。
- (6) 受領した紙クーポンの盗難、紛失若しくは滅失については、市は責任を負いません。

6. 紙クーポン取扱店舗の責務等

- (1) 紙クーポン取扱店舗であることが明確になるよう、市が提供するポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) マニュアル等に掲載します紙クーポンの見本は、紙クーポン取扱店舗で紙クーポンを取り扱う全ての方に周知してください。
- (3) 紙クーポンは、受領する前に明らかに偽造等がされていないかを確認してください。
- (4) 紙クーポンの交換及び売買は行わないでください。
- (5) 紙クーポンの取扱いに関して市から指示があったときは、それに従ってください。
- (6) 紙クーポンの使用期間中は、紙クーポン取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は認められません。
- (7) 紙クーポンの使用に関し、利用者からの苦情や紛争が生じ、紙クーポン取扱店舗側の責めに帰すると認められる場合は、自ら解決に努めてください。

7. 換金

- (1) 換金期間
令和8年3月2日（月）から令和8年10月30日（金）まで
- (2) 換金方法
随時、市役所4階産業観光課産業連携グループに対し、使用済紙クーポンを持参のうえ、紙クーポン換金申請書兼請求書（様式第3号）を提出してください。なお、換金は口座振込とし、振込手数料は市が負担します。
- (3) 換金手数料
換金手数料は、無料です。
- (4) 入金予定日
2～4週間程で振込（入金）処理をさせていただきます。紙クーポン換金申請書兼請求書（様式第3号）に記入いただいた口座に振り込みいたします。

8. その他

- (1) 他のクーポンや割引券との併用については、紙クーポン取扱店舗の判断により可否を決定していくだいて構いません。
- (2) 紙クーポン取扱店舗登録申請の際に市が取得した店舗情報、個人情報については、本事業実施の範囲内において使用します。
- (3) この要項に定めるもののほか、紙クーポン配布事業、紙クーポン取扱店舗の募集その他必要な事項は、市が別に定めるものとします。

附 則

この要項は、令和8年1月19日から施行します。